平成２６年（再ロ）第５号

静岡市清水区押切1845番地
再生債務者　青野　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年３月24日
静岡地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２６年（再ロ）第４号

神戸市垂水区名谷町春日手2282番地の１　リバーサイド春日手205号
再生債務者　上田　義幸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成27年３月23日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第83条第２項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。
1．基金の名称　三菱電線工業企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
3．実施事業所の名称及び所在地　三菱電線工業株式会社本社・東京都千代田区丸の内、菱星システム・兵庫県尼崎市東向島西之町
4．解散の理由　確定給付企業年金法第85条第１項による
5．解散認可年月日　平成27年３月31日
平成27年４月１日
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
三菱電線工業企業年金基金
理事長　村井　信介

企業年金基金清算人就任公告

当基金は確定給付企業年金法第85条第１項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。
1．清算人氏名　雑賀　啓宏
2．住所　東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
平成27年４月１日
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
三菱電線工業企業年金基金
理事長　村井　信介

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十七年五月十五日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.toshiba-medical.co.jp/tmd/company/aboutus/epubindex.html
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月八日
掲載頁　七十七頁（号外第一五三号）
平成二十七年四月一日
栃木県大田原市下石上一三八五番地
（甲）東芝メディカルシステムズ株式会社
代表取締役　瀧口登志夫
栃木県大田原市下石上一三八五番地
（乙）東芝医用システムエンジニアリング株式会社
代表取締役　内藏　啓幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十七年一月二十三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年二月十八日
掲載頁　五十一頁（号外第三十五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年二月十八日
掲載頁　六十三頁（号外第三十五号）
平成二十七年四月一日
東京都中央区日本橋本石町四丁目四番二〇号
（甲）中尾金属株式会社
代表取締役　藤田　貴弘
長野県諏訪市大字中洲四八一二番地
（乙）株式会社中尾
代表取締役　藤田　貴弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会の決議は平成二十七年三月二十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十日
掲載頁　一一七頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十日
掲載頁　一一二頁（号外第一三八号）
平成二十七年四月一日
東京都中央区築地四丁目一番一号
（甲）株式会社松竹サービスネットワーク
代表取締役　井手　良樹
大阪市西区南堀江二丁目一番三号
（乙）松竹関西サービス株式会社
代表取締役　関　雅彦

合併公告

左記会社は合併してＡはＢ乃至Ｇの権利義務全部を承継して存続しＢ乃至Ｇは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（Ａ）確定した最終事業年度はありません。
（Ｂ乃至Ｄ）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年一月二十二日
掲載頁　二十九頁（号外第十三号）
平成二十七年四月一日
岡山県倉敷市児島田の口一丁目三番四四号
（Ａ）株式会社明石スクールユニフォームカンパニー
代表取締役　河合　秀文
北海道函館市本通一丁目四四番一五号
（Ｂ）函館ヨット服株式会社
代表取締役　河合　秀文
秋田県横手市前郷字上三枚橋八番地
（Ｃ）秋田ヨット服販売株式会社
代表取締役　河合　秀文
福島市西中央三丁目七二番地の三
（Ｄ）福島ヨット服株式会社
代表取締役　河合　秀文
群馬県高崎市問屋町一丁目三番地五
（Ｅ）群馬ヨット服株式会社
代表取締役　河合　秀文
香川県高松市多肥下町一五一九番地二
（Ｆ）四国ヨット服株式会社
代表取締役　河合　秀文
鹿児島市東開町五番地一四
（Ｇ）富士ヨット株式会社
代表取締役　河合　秀文

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の企画・営業部門に関する権利義務の全部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年一月二十二日
掲載頁　二十六頁（号外第十三号）
平成二十七年四月一日
岡山県倉敷市児島田の口一丁目三番四四号
（甲）株式会社明石スクールユニフォームカンパニー
代表取締役　河合　秀文
岡山県倉敷市児島田の口一丁目三番四四号
（乙）明石被服興業株式会社
代表取締役　河合　秀文